○上北山村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱

平成29年12月1日

告示第39号

（目的）

第1条　この要綱は、上北山村が発注する建設工事等の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の入札参加停止について必要な措置を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　建設工事等　建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。

(2)　入札参加資格者　上北山村契約規則（平成24年上北山村規則第13号）に規定する競争入札に参加するに必要な資格のうち建設工事等に関する資格を有する者をいう。

(3)　村発注工事　上北山村が発注する建設工事等をいう。

(4)　一般建設工事等　上北山村以外が発注する建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

(5)　公共建設工事等　国、地方公共団体及びこれらの外郭団体が発注する建設工事等をいう。

(6)　公共機関　贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。

(7)　役員等　法人の役員、支配人、支店若しくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者及び個人の事業主及び支配人をいう。

(8)　使用人　入札参加資格者に雇用されている者（前号に掲げる者を除く。）

(9)　入札参加資格者等　入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。

(10)　入札参加資格停止　入札参加資格者が、別表第1から別表第3に掲げる措置要件（以下「別表の措置要件」という。）のいずれかに該当する場合に、同表に定めるところにより期間（以下「別表の期間」という。）を定め村発注工事の指名の対象外とする措置をいう。

(11)　上北山村建入札・契約審査会　上北山村建設工事等に係る業者選定要綱（平成29年上北山村告示第14号）により設置した審査会をいう。

(12)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(13)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(14)　不当介入　契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(入札参加資格停止)

第3条　村長は、入札参加資格者が別表の措置要件のいずれかに該当するときは、同表に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者に入札参加資格停止を行うものとする。

2　村長は、建設工事等の契約のため、指名を行うに際し、前項の入札参加資格停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。また、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第4条　村長は、前条第1項の規定により元請負人に対して入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになつたときは、当該下請負人についても、元請負人と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

2　村長は、前条第1項の規定により共同企業体(特定建設工事共同企業体を除く。以下同じ。)について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体と同期間の入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3　村長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該入札参加資格者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第5条　入札参加資格者が一の事案により別表の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する入札参加資格停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2　入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合における入札参加資格停止の期間は、別表の期間にそれぞれ定める定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

(1)　入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に別表の措置要件に該当することとなつたとき(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)。ただし、別表の措置要件に該当する基となつた事実又は行為が、明らかに既に措置した入札参加資格停止より前であると判断できる場合には、対象としない。

(2)　別表第2第1項各号のいずれかの措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該入札参加停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなつたとき。

(3)　別表第2第2項各号のいずれか又は第3項各号のいずれかの措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当する事となつたとき。

3　村長は、入札参加資格者について入札参加資格停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなつたときは、別表の期間及び前2項の規定により定めた入札参加資格停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、1か月未満の端数が生じたときは、その端数は15日の期間とするものとする。

4　村長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなつたときは、別表の期間及び第1項並びに第2項の規定により定めた入札参加資格停止の期間を2倍にして得た期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。ただし、通算して2年を限度とする。

5　村長は、入札参加資格停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになつたと認めるとき(逮捕された者が嫌疑がないとして不起訴になつた場合その他をいう。)は、入札参加資格停止を解除するものとする。

(入札参加資格停止等の決定)

第6条　村長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により入札参加資格停止を行い、前条第1項若しくは第2項の規定により入札参加資格停止の期間の特例措置を適用し、前条第3項若しくは第4項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は前条第5項の規定により入札参加資格停止を解除(以下「入札参加資格停止等」という。)しようとするときは、上北山村入札・契約審査会(以下「審査会」という。)に諮り、決定するものとする。

(入札参加資格停止の承継)

第7条　入札参加資格停止中の入札参加資格者から入札参加資格を承継するものは、入札参加資格停止措置も引き継ぐものとする。

(入札参加資格停止等の通知)

第8条　村長は、入札参加資格停止を決定したときは、当該入札参加資格者に対し入札参加資格停止通知書(様式第1号)により通知するものとし、併せて、関係各課に対しその旨を通知

するものとする。

2　村長は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

3　村長は入札参加資格停止の期間を変更したときは、当該入札参加資格者に対し入札参加資格停止期間変更通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4　村長は、入札参加資格停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し入札参加資格停止解除通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(入札参加資格停止等の期間の始期等)

第9条　入札参加資格停止等の期間の始期は、入札参加資格停止等の決定があつた日とする。

2　入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、別件として再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止を決定した日とする。この場合、改めて入札参加資格停止の通知を行うものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条　村長は、入札参加停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、審査会で決定したときはこの限りでない。

(下請の制限)

第11条　村長は、入札参加資格停止期間中の入札参加資格者が村発注工事を下請することを承認してはならない。

(入札参加資格停止に至らない事由に対する措置)

第12条　村長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止情報の公表)

第13条　村長は、別表第2第6項各号のいずれかの措置要件に該当する場合を除き入札参加資格停止措置に関する情報を公表するものとする。

2　入札参加停止情報の公表の範囲、公表時期、公表方法、公表場所については次のとおりとする。

公表時期：入札参加資格停止の決定後すみやかに公表する。

公表期間：入札参加資格停止日の翌年度末まで

公表方法：入札参加資格停止公表書(様式第4号)により上北山村役場総務課において閲覧に供する。

(その他)

第14条　この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附　則(令和7年告示第14号)

(施行期日)

1　この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1　村発注工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の確認資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月
(過失による粗雑工事等) 2　村発注工事の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。) (1)　会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	当該認定をした日から 6か月
3　村発注工事以外の県内の公共工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1)　会計検査院に文書で指摘されたとき。	当該認定をした日から 3か月
(契約違反行為等) 4　村発注工事の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)　契約の解除があつたとき。 (2)　2か月以上の履行遅滞があつたとき。	当該認定をした日から 6か月 3か月

(3)　1か月以上2か月未満の履行遅滞があつたとき。	2か月
(4)　1か月未満の履行遅滞があつたとき。	1か月
(5)　建設工事等の施工管理が不良で、改善の指摘に応じないとき。	
ア　公害防止及び危険防止対策が不良のとき。	3か月
イ　工程管理、資材管理若しくは労働管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	1か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5　村発注工事の施工等に当たり(注1)、安全管理の措置が不適切(注2)であつたため、公衆に死者若しくは負傷者(注3)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　死亡者を生じさせたとき。	6か月
(2)　負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3か月
(3)　火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	6か月
6　県内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは重傷者(注4)を生じさせ又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　死亡者を生じさせたとき。	3か月
(2)　重傷者を生じさせたとき。	2か月
(3)　火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	3か月
7　近畿府県(注5)の区域内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは多大な損害を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　死亡者を生じさせたとき。	2か月
(2)　火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	2か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8　村発注工事の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等関係者に死亡又は重傷者を生じさせたと認められたとき。	当該認定をした日から
(1)　死亡者を生じさせたとき。	2か月
(2)　重傷者を生じさせたとき。	1か月
9　県内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められ	当該認定をした日から1か月

るとき。	
10　近畿府県の区域内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等関係者に死亡者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月

別表第2

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1　入札参加資格者等が、贈賄罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　入札参加資格者等が、上北山村の職員に対して行つた贈賄罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	24か月
(2)　入札参加資格者等が、県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	24か月
(3)　入札参加資格者等が、近畿府県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	24か月
(4)　入札参加資格者等が、近畿府県以外の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12か月
(独占禁止法違反行為)	
2　業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　村発注工事に関する違反行為について、公正取引委員会の勧告、審決又は課徴金納付命令があつたとき。	18か月
(2)　県内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の勧告、審決又は課徴金納付命令があつたとき。	18か月
(3)　県外の区域内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の勧告、審決又は課徴金納付命令があつたとき。	9か月
(4)　村発注工事に関する違反行為について、公正取引委員会の告発があつたとき。	24か月
(5)　県内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員	24か月

会の告発があつたとき。	
(6)　近畿府県の区域県内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の告発があつたとき。	12か月
(7)　近畿府県の区域県外の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の告発があつたとき。	6か月
(談合等) 3　入札参加資格者等が、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　村発注工事に関し、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	24か月
(2)　県内の一般建設工事等に関し、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	24か月
(3)　近畿府県の区域内の一般建設工事等に関し、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9か月
(4)　近畿府県の区域外の一般建設工事等に関し、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6か月
(不正又は不誠実な行為) 4　第1項から第3項に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　入札参加資格者又はその役員等が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア　村発注工事に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12か月
イ　県内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12か月
ウ　近畿府県の区域内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9か月
エ　近畿府県の区域外の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9か月

(2)　使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア　村発注工事に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9か月
イ　県内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9か月
ウ　近畿府県の区域内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6か月
(3)　入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6か月
(4)　入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令(注6)に重大な違反(注7)をしたとき。	
ア　村発注工事において、上記法令に重大な違反をしたとき。	3か月
イ　県内の一般建設工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	2か月
ウ　県外の一般建設工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	1か月
(5)　入札参加資格者が正当な理由なく落札決定後辞退したとき。	3か月
(6)　入札参加資格者等が、一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかつたとき。	2か月
5　入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月
(経営不振)	
6　入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　入札参加資格者が金融機関から取引停止となつたとき。	取引再開が確認されるまで
(2)　入札参加資格者が破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産申立てをしたとき。	破産廃止、破産集結決定が確認され

	るまで
(3)　入札参加資格者が民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。	再生計画の認可決定が確認されるまで
(4)　入札参加資格者が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしたとき。	更生手続開始決定が確認されるまで
(5)　入札参加資格者が商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立てをしたとき。	手続開始決定が確認されるまで
(その他) 7　その他審査会の審議を経て入札参加停止の措置を必要と認めたとき。	当該認定をした日から12か月以内

別表第3

暴力団排除に基づく措置基準

措置要件	期間
1　役員等が、暴力団であるとき。	当該認定をした日から12か月とし、かつ改善されたと認められるまで(注8)
2　暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から12か月とし、かつ改善されたと認められるまで(注8)
3　役員等が、その所属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。	当該認定をした日から12か月とし、かつ改善されたと認められるまで(注8)
4　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又	当該認定をした日から12か月とし、

は関与しているとき。	かつ改善されたと認められるまで(注8)
5　3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から12か月とし、かつ改善されたと認められるまで(注8)
6　村発注工事等の契約に係る下請契約又は資材、原材料等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。	当該認定日から12月
7　村発注工事等の契約に係る下請契約等に当たり、1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(6に該当する場合を除く。)において、村長が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかつたとき。	当該認定日から12月
8　村発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を村長に報告せず、又は警察に届出をしなかつたとき。	当該認定日から6月

(注1)施工等にあたりとは、単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故等を含める。

1　安全管理の措置が不適切には、原則として次の場合は含めない。

ア　事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

イ　事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

2　村発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等(警察、労働基準監督署含む)の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となつた場合とする。

3　一般建設工事等における事故等について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要

件に該当するものは、原則として次の場合とする。

ア　警察署、労働基準監督署等による該当工事の現場代理人等の逮捕、書類送検又は起訴されたことを知つた場合

イ　新聞報道、発注者の措置及び公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であると判断できる場合

(注2)安全管理の措置が不適切とは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等(警察、労働基準監督署等を含む。)の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となつた場合とし、次に掲げる場合を除くものとする。

(1)　事故の原因が第三者の行為によると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより事故等が生じた場合)

(2)　事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

(注3)負傷者とは、治療1週間を超える期間の傷害を負つた者をいう。

(注4)重傷者とは、治療4週間を超える期間の傷害を負つた者をいう。

(注5)近畿府県とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、三重県及び福井県をいう。

(注6)業務関連法令とは、建設業法、建築基準法(昭和25年法律第201号)等をいう。労働者使用関連法令とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等をいう。

環境保全関連法令とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等をいう。

(注7)重大な違反とは、当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。

(注8)認められるまでとは、上北山村長と吉野警察署長との協定書の手続によつて当該事案を確認したときをいう。

様式第１号（第８条関係）

第
年　　月

住所
名称
代表者氏名　　様

上北山村長

入札参加資格停止通知書

この度、貴　　が（の）　①　ことは、誠に遺憾である。よって
おり入札参加資格停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態
とのないよう十分注意されたい。②（今後は、かかる事態が生ずることのな
注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

１　入札参加資格停止の期間　③　　か月間
（　　年　　月　　日から年　　月　　日まで）
２　入札参加資格停止の理由　④

（注）
１　①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
２　②には、第８条第２項の適用がある場合に使用する。
３　③には、入札参加資格停止の期間の始期及び終期を記載する。
４　④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要を

様式第２号（第８条関係）

第
年　月

住所
名称

代表者氏名　　様

上北山村長

入札参加資格停止期間変更通知書

先に、　年　月　日付け　第　号をもって貴　の入札参
を行った旨を通知したところであるが、この度、下記の通り当該入札参加資
間変更したので通知する。

記

１　従前の入札参加資格停止の期間　か月間
（　年　月　日から年　月　日まで）

２　変更後の入札参加資格停止の期間　か月間
（　年　月　日から年　月　日まで）

３　変更の理由

様式第３号（第８条関係）

第
年　　月

住所
名称

代表者氏名　　様

上北山村長

入札参加資格停止解除通知書

先に、　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって貴　　の入札参
を行った旨を通知したところであるが、この度、　　年　　月　　日付け
参加資格停止を解除したので通知する。

様式第４号（第１３条関係）

年　　月

入札参加資格停止公表書

下記のとおり、入札参加資格停止を行います。

上北山村長

記

１　業者名　　住所
商号又は名称
代表者氏名

２　期　間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
か月間

３　入札参加資格停止の理由

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第13条関係)